

# 山口県報

平成21年  
3月10日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	二
保安林予定森林(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	四
公告	四
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課)	四
県営阿武地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
建築士の免許の取消し(建築指導課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
宇部市御撫育土地改良区総代選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁 決	五
公安委公告	七
契約の締結	七
雑報	七
山口県地域防災計画の修正	七

## 山口県告示第百号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年三月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 医療法人仁保病院  
住 所 山口市仁保上郷四二七番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 医療法人仁保病院  
所在地 山口市仁保下郷一九一四番地の二
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 ( $m^3$ /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 間 時 間 連 続 時 間 の 使用 動 季 節 的 概 要 概 要
七二	二〇〇	平成二一、 五、一五	平成二一、 一〇、三二	平成二一、 一、一五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

山口県告示第百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関 成

安林を次のように指定する予定である。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )							
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )		窒素 (mg/l)	リン (mg/l)					
七・六	通 常	五・八	八	一〇	一、〇〇〇	一〇	二〇	一	二	通 常	一九五	最 大	二〇〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	項 目	汚 水 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )							
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)			
し尿処理施設	処理前	七・六	八・六	一六〇	二〇〇	二五〇	一〇、〇〇〇	四〇	五〇	通 常	一九五	最 大	二〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間 隔	使用時間	概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )									
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)										
七二	通 常	八	一〇	八	一〇	二〇	一	二	通 常	一九五	最 大	二〇〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

一 保安林予定森林の所在場所  
阿武郡阿東町大字蔵目喜字梅ヶ久保二の一、字米ヶ迫七の一、字たくも九の一、字後谷二二九八の五、大字生雲中字開作西ヶ輪一七五二の二

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所  
長門市三隅上字下り谷一〇六四の九〇、字先陣ヶ浴一六四、字大平一七二、字高吹一七四の五、一七四の六、一七四の二、一七四の九、一七四の二一、一七四の二二、一七四の二八、一七四の三〇、一七四の三八、一七四の四六、三六八八、字喜屋一七四の三九から一七四の四一まで、字南畠中一七四の四二、一七四の五、一七四の六、一七四の七、一七四の八、一七四の九、一七四の四三、字滝ヶ迫一七六、一七七、字指寄ヶ浴二〇八、字犬ヶ浴二二〇の四、字石田ヶ浴二二三、字上山洪二二五、二二五、二二三〇の二、三六一七から三六一〇まで、三六二三、字山洪二二八、二二二、二二二六の一、二二二六の二、二二七、二二九、一七〇六、三六三五、字山ノ神二二三、二二三九の一、字越埜二二四、二二四九の一、二二五、二二五六の二、三六九八、三七〇二、字楠二二五〇の一、二二五三の一、二二五五の一、二二五五の九、字上村二二五四、二二五五の五、二二五七、一七二三、三八四七、三八五二、三八五九、字下村二二六一、二二六二の一、二二六三、字明見二二六四、二二六八、二二七〇、二二七三、二二七六、三八七九、三八八一、三八八三、三八八七、三八八八、三八九三、字東畠中二二八一、二二八二、一七二八、字西畠中二三〇九、字釜ヶ浴一三三六、一三三六の一、字岡一七〇八の一、一七〇九、三六六七の一、三六六八の一

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 三田尻港徳地線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
防府市大字東佐波令字天神山一六三の二四地先から 防府市大字東佐波令字天字一六三の二地先まで 同市 同大字 同字一六三の二	新 旧	最狭 一五・八〇 最狭 一五・七〇	五二八・七 五二七・六	道路改良工事の完了による。
防府市大字東佐波令字参ノ人丸下二八七五の一地先から 同市 同大字 同字後田三〇八九の三地先まで	新 旧	最狭 二一・五七 最狭 二一・五〇	四一一・二 四〇九・六	道路改良工事の完了による。

**山口県告示第百三三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十一年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県三田尻港徳道	防府市大字東佐波令字天神山一六三の二四地先から同市同大字同字一六三の二二地先まで	平成二十一年三月十一日
	防府市大字東佐波令字参ノ人丸下二八七五の一先から同市同大字字後田三〇八九の三三先まで	

**山口県告示第百四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・四・四百六十六大神線  
周南都市計画道路事業三・四・四百十七中溝線
- 三 事業施行期間  
平成二十一年五月十八日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
周南市新堤町及び河内町

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業七・七・三百五北部五号線

三 事業施行期間

平成元年十月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

周南市大字徳山

**山口県告示第百五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字末武中土上土井一七八の八及び一七八の一先並びに大字末武上字素鯉一九九一の二五	四・〇～六・〇	二八・三	一六三・三〇



(七八) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

医療機関所在地	自立支援医療の種類	指定年月日

浜坂薬局 宇部市大字西岐波二二三 育成医療及び 平成二〇、二一、  
 四の四 更生医療  
 いちのみや大内薬局 山口市大内御堀一七三四 〃 平成二一、一、  
 の一  
 レモン薬局 周南市弥生町二丁目八 〃 平成二〇、一一、  
 〃

(七九) 県営阿武地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営阿武地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営阿武地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年三月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八〇) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
中村 静男	二級建築士	第七九〇六号	平成二一、二、二七	死亡

(八一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡五丁目四番一八号

有限会社松風土地

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市野村一丁目二〇番二六号

長崎建設株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字東豊田寺ノ割及び字東豊田式ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市徳地堀二八〇七番地

株式会社グッドライフ



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

平成二十年九月十七日執行の宇部市御撫育土地改良区総代選挙第四選挙区における選挙の効力に関し、三戸哲次郎から提起された審査の申立てに対し、平成二十一年二月二十七日の委員会において次のとおり裁決した。

平成二十一年三月十日

三戸県選挙管理委員会 申立書  
 審査申立人  
 宇部市大字妻崎開作327番地  
 三戸 哲次郎

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成20年12月4日付けで提起された同年9月17日執行の宇部市御撫育土地改良区総代選挙第4選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文  
 この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、宇部市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、平成20年11月6日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

申立人は、本件決定を不服として、本件決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

- 1 立候補手続等の知らせがなかったため、立候補ができなかった。選挙の手続等に不備があった。
- 2 本件決定には、以下のとおり誤り等がある。
  - (1) 市委員会は、本件決定の中で、平成20年7月12日の臨時総会で、次期総代に若い人を推薦することを決めたと主張するが、総代の話は全くなかった。
  - (2) 市委員会は、本件決定の中で、平成20年7月20日の大普請では、若い三戸他人氏を推薦することを決めたと主張するが、誤りである。
  - (3) 市委員会は、本件決定の中で、立候補による推薦の依頼、問い合わせ及び立候補の意思表示もされなかったと主張するが、佐野氏が申立人に立候補せよと言ったのは、立候補届出期限後の平成20年9月12日であった。
  - (4) 市委員会は、本件決定の中で、立候補の意思があるならば、前もって土地改良区事務所に尋ねるなり、行動を起こすのが一般的であると考えられると主張するが、立候補の意思があるかどうか分からない者に知らせる必要がある。
  - (5) 市委員会は、本件決定の中で、申立人は、本件選挙について全く知らなかったと主張しているところだが、どこに書いてあるか。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書を徴し、慎重に審理したが、その結果は次のとおりである。

選挙が無効とされるためには、土地改良法施行令（昭和24年政令第205号）（以下「施行令」という。）第28条の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

同条に関する最高裁判所の判決は見当たらないが、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に同様の規定があり、公選法第205条第1項でいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき、又は直接そのような明文の規定がなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものである（最高裁判所平成14年（行ヒ）第95号。平成14年7月30日第1小法廷判決）と解されている。

さらに、同判決で最高裁判所は、選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者が、選挙区域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合には、「選挙の規定に違反することがあるとき」に当たると解するのが相当であるとしている。

このような観点から慎重に審理した結果は、次のとおりである。

- 1 申立ての理由1について
 

申立人は、立候補手続等の知らせがなかったため、立候補ができず、選挙の手続等に不備があったと主張している。

しかし、市委員会は、施行令第6条の規定に基づき選挙の期日、投票の時間及び選挙すべき総代の数についての告示の手続を行っていることから、適切に告示されたものと認められ、選挙の規定に違反するところはなく、上記最高裁判所判決がいう「選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」にも当てはまらないことから、申立人の主張は認められない。
- 2 申立ての理由2について
 

申立人の主張は、本件決定について事実上誤り等があるというものであるが、仮に事実上誤り等があったとしても、本件選挙の無効の原因となるものではない。

以上のとおり、本件決定を取り消し、本件選挙を無効とすべき理由は認められず、この審査の申立ては棄却を免れない。

平成21年(2009年)2月27日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

教 示

この判決の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年三月十日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部刑事部刑事企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量  
初動捜査支援システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十年十一月七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号
- 六 落札金額  
五千五百六万二千円
- 七 入札公告日  
平成二十年九月二十六日
- 八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(一) 調達方法

借入れ

(二) 落札方式

最低価格



山口県地域防災計画の修正

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により、山口県地域防災計画を修正したので、その要旨を次のとおり公表します。

平成二十一年三月十日

山口県防災会議

一 修正年月日

平成二十一年二月五日

二 修正事項

自然災害、事故災害及び地震災害に関する防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、災害予防計画、災害応急対策計画並びに復旧・復興計画について所要の修正を行った。

平成二十一年三月十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）